

(仮称)河合町まちづくり基本条例 条文案

分科会	事務局案
-----	------

大項目	行政経営
-----	------

小項目	町政運営の原則
-----	---------

条文案	○基本理念、基本原則に盛り込んでいることや、他の項目で記載するため、この項目では条文案を作成しないこととしました。
-----	---

小項目	総合計画
-----	------

条文案	<p>(総合計画)</p> <p>第●条 町長は、町政の目指す方向を明らかにし、総合的かつ計画的に町政を運営するため、この条例で定められたまちづくりの基本理念及び基本原則に基づき、町の最上位計画として総合計画を策定するものとします。</p> <p>2 町長は、個別計画を策定するときは、総合計画との整合性を図らなければなりません。</p> <p>3 町長は、総合計画について、適切な進行管理を行うとともに、社会情勢に十分配慮し、必要に応じて見直しを行わなければなりません。</p> <p>4 町長は、総合計画の策定、見直しにあたっては、幅広く町民の参画を得て行わなければなりません。</p>
-----	---

小項目	行政組織
-----	------

条文案	○町長の役割、責務、倫理の項目と内容が重複するため、この項目では条文案を作成しないこととしました。
-----	---

小項目	財政運営
-----	------

条文案	<p>(財政運営)</p> <p>第●条 町長は、予算の編成及び執行に当たっては、財源を効果的かつ効率的に活用し、最少の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければなりません。</p> <p>2 町長は、予算、決算などの財政状況について、別に定めるところにより、町民が具体的に把握できるように公表しなければなりません。</p>
-----	---

小項目	政策法務
条文案	<p>(政策法務)</p> <p>第●条 町は、町民のニーズや地域課題に対応し、町民主体のまちづくりを実現するため、自治立法権と法令解釈に関する自治権を適正かつ効果的に活用しなければなりません。</p> <p>2 町は、本条例に基づき、条例、規則等の整備や体系化に努めなければなりません。</p>

小項目	法令遵守、公益通報
条文案	<p>(法令遵守及び公益通報)</p> <p>第●条 町は、常に法令を遵守し、町政を公正に運営しなければなりません。</p> <p>2 町長は、町政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、町職員の公益通報について必要な措置を講じなければなりません。</p> <p>3 町職員は、公正な町政を妨げ、町に対する町民の信頼を損なう行為が行われていることを知ったときは、その事実を速やかに通報しなければなりません。</p> <p>4 正当な公益通報を行った町職員は、そのことを理由に不当な扱いをされることのないよう保障されなければなりません。</p> <p>5 公益通報に関して必要な事項は別に定めます。</p>

小項目	説明責任、応答責任
条文案	<p>(説明責任及び応答責任)</p> <p>第●条 町は、町政運営における政策の企画立案、実施、評価及び見直しの各過程における経過や内容、目標の達成状況等の情報を町民に明らかにし、町政に対する理解と信頼を得られるよう努めなければなりません。</p> <p>2 町は、町民からの町政に関する意見、要望、提案、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応しなければなりません。</p>

小項目	広報・広聴、パブリックコメント
条文案	<p>(広報広聴、パブリックコメント)</p> <p>第●条 町は、町政の方針及び動向等の情報について、多様な手段で分かりやすい広報を行い、また、多様な手法で町民の意見を聴くように努めます。</p> <p>2 町は、重要な条例の制定及び改廃並びに計画の策定及び改廃を町議会に提案し、又は決定しようとするときは、これらの案を公表し、パブリックコメントを行うなど、町民からの意見、提案を広く求めなければなりません。</p> <p>3 パブリックコメントの実施について必要な事項は別に定めます。</p>

小項目	行政手続
条文案	<p>(行政手続)</p> <p>第30条 執行機関は、町民の権利及び利益の保護を目的に、別に定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続について、公正の確保と透明性の向上を図らなければなりません。</p>

小項目	行政評価
条文案	<p>(行政評価)</p> <p>第●条 執行機関は、効果的かつ効率的な町政運営を進めるため、町の政策等の評価を実施し、その結果について、町民にわかりやすく公表するよう努めなければなりません。</p> <p>2 執行機関は、行政評価の結果を、総合計画の進行管理並びに予算、事業及び組織の改善等に反映させるよう努めなければなりません。</p>

小項目	外部監査
条文案	<p>(外部監査)</p> <p>第●条 町は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、別に定めるところにより、必要に応じて外部機関による監査を実施し、その結果を公表しなければなりません。</p>

小項目	危機管理
条文案	<p>(危機管理)</p> <p>第●条 町は、町民、関係機関及び他の地方自治体との協力及び連携により、災害発生等の不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければなりません。</p> <p>2 町は、危機管理体制の一環として町民の自主防災機能の強化を図るため、町民の活動を積極的に支援するよう努めます。</p> <p>3 町民は、災害発生等においては、自ら及び周辺の人を守る努力をするとともに、相互に連携し、助け合うよう努めなければなりません。</p>

大項目	連携
-----	----

小項目	国県自治体間連携、広域連携
-----	---------------

条文案	<p>(広域連携)</p> <p>第●条 町は、共通する課題を解決するため、他の地方自治体、国及びその他の機関と相互に連携を図りながら協力して、まちづくりを推進しなければなりません。</p> <p>2 町民は、他の地方自治体の住民や団体等と交流及び連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるものとします。</p>
-----	--